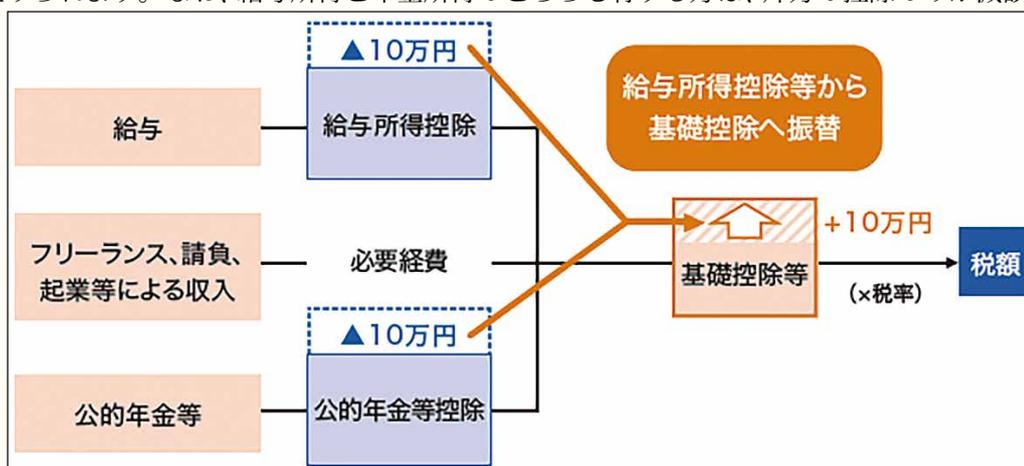


税制改正により、令和3年度から適用される市民税・県民税に改正点がありますので、お知らせします。詳しい内容は、市ホームページをご確認ください。 ■問合先/税務課 (☎ 0296-58-5602 直通)



## 改正ポイント① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除額・公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。なお、給与所得と年金所得のどちらも有する方は、片方の控除のみが減額されます。



出典：財務省 HP ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei2018/01.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2018/01.htm))

## 改正ポイント② 非課税基準、扶養親族等の合計所得金額要件などの改正

要件など		改正後
同一生計配偶者および扶養親族の前年の合計所得金額要件		48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件		48万円超 133万円以下
ひとり親および寡婦に係る生計を一にする子の前年の総所得金額等要件		48万円以下
障がい者、未成年、ひとり親および寡婦に対する非課税措置の前年の合計所得金額要件		135万円以下
均等割の非課税限度額の前年の合計所得金額 (非課税となる方)	同一生計配偶者および扶養親族がない方	28万円 +10万円
	同一生計配偶者または扶養親族がある方	28万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 本人) +10万円 +16万8,000円
所得割の非課税限度額の前年の総所得金額等 (均等割のみ課税される方)	同一生計配偶者または扶養親族がない方	35万円 +10万円
	同一生計配偶者または扶養親族がある方	35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 本人) +10万円 +32万円

※給与収入が103万円の場合、所得金額は48万円

## 改正ポイント③ 未婚のひとり親への税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し

全てのひとり親家庭に公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための措置が講じられます。